

模倣品・海賊版対策の相談業務に関する 年次報告

2020年 6 月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

はじめに

（総合窓口の設置の経緯と概要）

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」は、2004年8月に、企業等からの要望を受けて経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室に、政府の一元的な相談窓口として設置され、相談業務をスタートさせました。政府総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立に対し、関係省庁と連携をとりつつ、丁寧かつ迅速な対応に努めています。なお、2020年4月より、模倣品対策室及び政府総合窓口は、経済産業省製造産業局から特許庁に移管し、模倣品対策機能を強化しています。

また、2005年4月からは、相談窓口における業務の一環として、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用が行われています。

（近年の模倣品・海賊版を巡る状況）

近年の模倣品・海賊版を巡る状況は、一部改善の兆しもみられるものの、依然として中国を始め世界中で被害が発生していますが、模倣品・海賊版の撲滅に向けた多国間・二国間での国際的な枠組みや、各国の知財関連の制度整備が進展し、被害発生国における知財保護意識や、取締当局の執行能力の向上も図られてきています。

しかしながら、模倣品・海賊版による被害は、法の日や取締当局の監視の目をかいくぐるように、一層巧妙化、悪質化しており、侵害行為を何度も繰り返す再犯も後を絶たない状況にあります。さらには、インターネットの普及と国境をまたいだ電子商取引の急速な進展に伴い、模倣品・海賊版被害は、インターネット上でも急速に拡大している状況にあります。

このように、模倣品・海賊版はリアルマーケットに加えて、インターネット上でも世界規模で流通しており、大きな問題となっています。模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、また、企業が長年の信頼と努力によって培った企業のブランドイメージを悪化させます。さらには、イノベーションを創造する企業の多大な努力の上に、何も努力しない第三者が、「ただ乗り」する模倣品・海賊版行為を見過ごせば、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながり、経済社会の発展にとっても大きな害を及ぼします。また、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ること、消費者の健康や安全を脅かすことにもつながり、社会の持続的な成長を阻害する要因にもなります。

こうした中で、2009年に、中国政府と日本政府との間で、知財保護に関する4つの覚書が交換され、2010年以降、当該覚書に基づいて、中国政府機関との間で様々な取組がスタートし、中国政府のリーダーシップの下で法改正・運用改善がなされ知財保護環境が急速に整備されつつあります。また、インターネット上の模倣品・海賊版対策を含めて、アジア大洋州、中東等の各国・地域においても、今日まで継続的な取組が官民それぞれの特色を活かして進められています。

（本報告書について）

2005年6月10日に、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2005」において、政府模倣品・海賊版対策総合窓口に関する年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2019年の政府総合窓口の業務内容を取りまとめ、報告するものです。

政府総合窓口の業務報告

1. 相談業務の状況

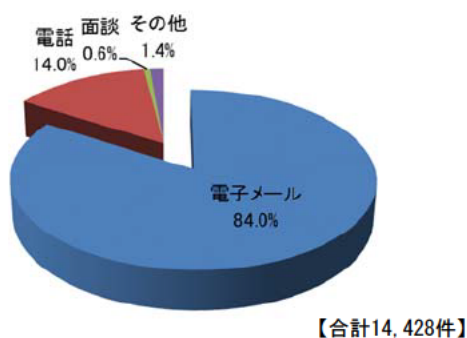
(1) 政府総合窓口の相談受付状況

① 受付件数の推移

政府総合窓口では、2004年8月の設置以来、2019年12月末までに合計14,428件の相談や情報提供等を受け付けました。

受付方法は、電子メールでの受付が、電話や面談での受付を大きく上回り、全体の84.0%を占めており(図表1)、政府総合窓口での相談、情報提供等の受付開始以来その傾向に大きな変化は見られません。

図表1 受付方法の内訳

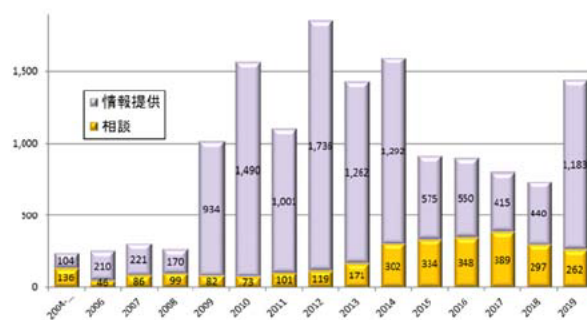


(注)「その他」は、郵送等で持ち込まれた件数

2019年1～12月の受付件数の総数は、2018年に比べて約2倍増加し、1,445件となりましたが、このうち相談件数は262件、情報提供件数は1,183件でした。相談件数が2017年をピークに2年連続で減少した理由は、他機関の相談窓口が多様化・充実化されたことが考えられます。(図表2)。

この相談件数(262件)の内訳は、被害を受けた権利者からの相談は57件、模倣品等を購入した消費者からの相談は44件、その他の相談は161件でした。また情報提供件数(1,183件)は2018年(440件)に比べ2倍以上に増加しました。その理由は、違法アップロードに関する通報が今期に目立って多く、項目を新設したことや、BtoCマーケットにおける模倣品販売に関する通報が増加したことが挙げられます。

図表2 受付件数の推移

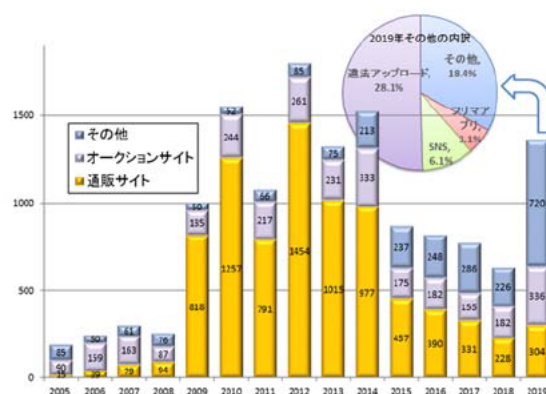


② インターネット取引関連の相談・情報提供

2019年1～12月に受け付けた1,445件のうち、インターネット取引に関連する相談・情報提供が通販サイトとオークションサイトに限ると640件(全体の44.3%)となっています。

しかしながら、今年は昨年までほとんど見られなかった違法アップロード、SNS、フリマアプリ内で見つけた模倣品・海賊版に関連する相談・情報提供が多くあったため、2019年からは項目として新規に追加しました。順に2019年に406件(同28.1%)、88件(同6.1%)、45件(同3.1%)となり、それらを加えると、インターネット取引に関連する相談・情報提供は1,179件(同81.6%)となっています(図表3)。

図表3 インターネット取引関連の相談・情報提供の推移及びその他の内訳(2019年)



なお、政府総合窓口には、知的財産権を侵害しているとされる通販サイト、オークションサイト等に関する情報提供が一般の消費者から数多く寄せられています。政府総合窓口で受けたこれらの情報提供については、警察庁など関係機関にも共有しています。

さらに、近年の相談の中には、フリーマーケットサイトやオークションサイト、SNSなどを利用したインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供も数多く寄せられており、2019年の電子商取引関連の相談・情報提供数（全件から違法アップロード及びその他を除いた取引）773件のうち、これら個人間取引（フリーマーケットサイト、オークションサイト、SNSの合計）に関するものが469件、60.7%を占めております。

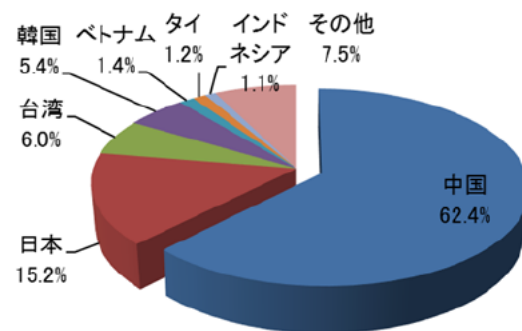
（２）国・地域別の相談件数

2004年～2019年の間に受け付けた相談案件2,845件のうち、模倣品の製造（発生）国・地域が判明しているものが737件ありました。このうち中国（香港を含む）に関する相談案件が全体の約6割を占めています。次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます（図表4）。

ただし、日本に関する相談の内容は、近隣の店舗の名称が有名ブランドと似通っている、自己の商号等が他社の商標と同一であるが大丈夫なのかといった国内での商標や商号の使用に関するものが多く、必ずしも模倣品の製造国が日本であるという内容ではない点に留意が必要です。

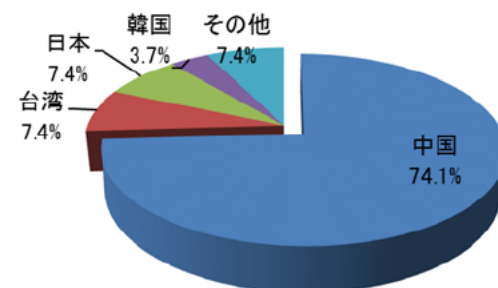
2019年の海外での模倣品の製造（発生）国・地域を見ると、中国に関する相談案件が全体の7割以上を占めており、台湾、韓国が続いています（図表5）。

図表4 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2004～2019年の累計）



【2004年～2019年 累計737件】

図表5 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2019年）



【2019年 計27件】

（３）知的財産権別の相談件数

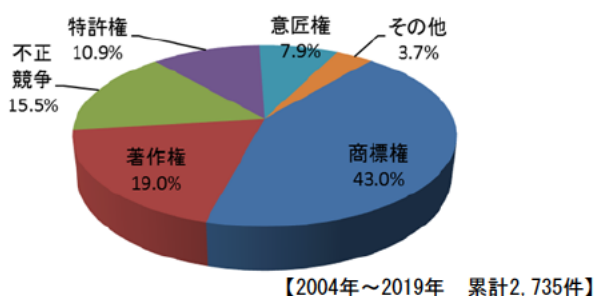
2004年～2019年に受け付けた相談案件2,845件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなものが2,735件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の43.0%と最も多く、次いで、「著作権（19.0%）」、「不正競争（15.5%）」、「特許権（10.9%）」、「意匠権（7.9%）」の順となっています（図表6）。

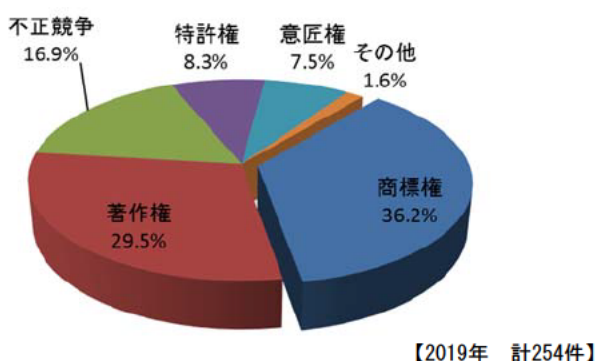
また、2019年の権利別相談件数は、「商標権」が全体の36.2%を占め、「著作権（29.5%）」、「不正競争（16.9%）」、「特許権（8.3%）」がこれに続いています。前年に比して、著作権関連の割合が増加しました（2018年は「商標権（41.9%）」、「不正競争（17.1%）」、「著作権（16.5%）」）（図表7）。

「著作権」に関する相談の中には、前述した違法アップロードに関連する情報提供が今期目立って多く、項目を新設したことが大きな理由になっており、著作権の侵害が権利者にとって深刻となっていることがうかがえます。

図表6 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合
(2004～2019年の累計)



図表7 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合
(2019年)

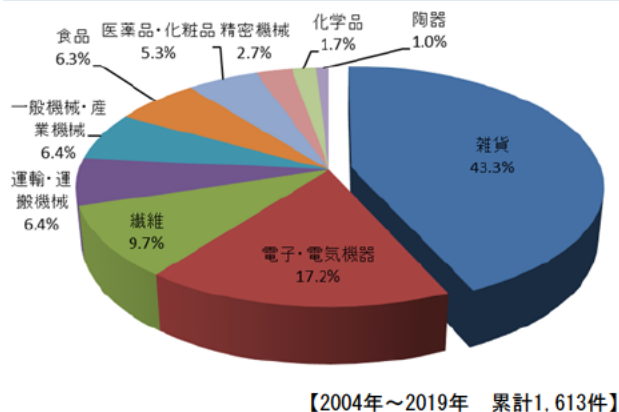


(4) 商品分野別の相談件数

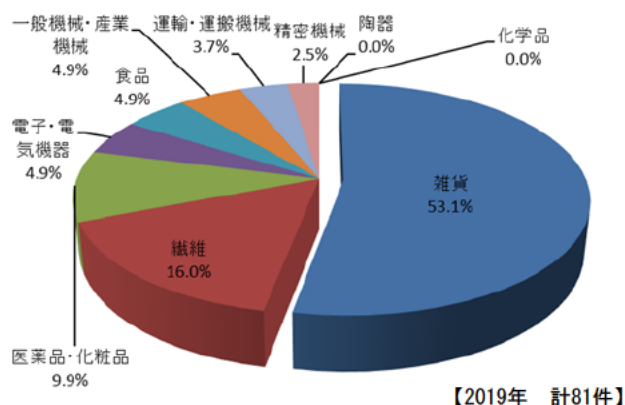
2004年～2019年に受け付けた相談案件2,845件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件1,613件についてみると、「雑貨」が全体の43.3%と最も多く、「電子・電気機器 (17.2%)」、「繊維 (9.7%)」、「運輸・運搬機械 (6.4%)」がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています(図表8)。

2019年は、「雑貨」の占める割合が半分以上となっていますが、その他の商品の構成については前年から電子・電気機器が構成比▲5.2%減、繊維が同5.9%増した等の変化が見られました(図表9)。

図表8 商品分野別の相談案件の割合
(2004～2019年の累計)



図表9 商品分野別の相談案件の割合 (2019年)



（５）具体的な相談事例

模倣品・海賊版に関する相談については、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係府省・関係機関とも連携を取って、相談者に助言を行っています。

具体的な相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の紹介が多くあります。また、（１）でも紹介したインターネット関連のよく受ける相談や情報提供として、従来のインターネット上のショッピングモール等での単なる模倣品流通に加え、例えば、模倣品売買に関する売主と買主のやり取りはSNS等で行う、または、SNSの書き込みや不正な広告から誘導し、実際の販売行為はフリーマーケットサイト等で行われるといった巧妙化事案や、有名キャラクターなどを用いたハンドメイド商品がフリーマーケットサイトで売られ、その数が、削除が追いつかないほど多数になり、さらに、巧妙に販売されている事案などがあります。これらの新しい問題については、フリーマーケットサイト事業者等と連携し、問題解決を図っています。

また、例年、政府総合窓口には並行輸入に関する相談などが多数寄せられており、以下、主な例を紹介いたします。

【例１】中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手ECサイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。とりうる対応を教えてください。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。また、オンライン対策としては、ECサイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要になります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品対策の一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

【例２】意匠権を取得していない場合の対応方法

○相談内容

意匠権は取得していないが、当社製品の形態が国内競合他社に模倣され、製造・販売されている。この場合

は、製造・販売をやめさせることは可能か。

○回答

日本において、他人の商品形態の模倣行為は不正競争防止法により禁止されています。したがって、不正競争防止法違反を根拠に販売の差止めを求めることが考えられますが、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから３年以内に限定されるため、販売開始時期を確認する必要があります。

【例３】並行輸入に関する相談と解説

政府総合窓口には、毎年、いわゆる「並行輸入」に関する相談が多く寄せられています。並行輸入とは、外国で製造された商品を輸入するに際し、日本における総代理店等によって国内に輸入するという流通経路を通らずに、外国で販売された商品を現地で購入した上、総代理店以外の者が別ルートで輸入することをいいます。

例えば、この問題に関連する相談として、東南アジアから有名ブランドのＴシャツを日本に輸入して販売しようと考えているが問題ないかといった相談、有名ブランドのロゴが入ったゴルフウェアをアメリカにおいて購入し、別企業のロゴを刺繍した上で日本へ輸入し、販売することは問題ないかといった相談などがあります。

そもそも、商標権者の許諾を得ないで登録商標の付された指定商品の輸入を行うことは、商標権の侵害にあたるというのが形式上の帰結で、かつてはそのような考え方が一般的でした。しかしながら、現在では、商標権者から商標の使用許諾を得ていなくても、以下の要件を満たし、「真正商品」の並行輸入に該当する場合には、違法性が阻却され、商標権の侵害にあたらないとされています。（最高裁平成15年2月27日判決）

具体的には、①並行輸入商品に付された商標が、輸入元の外国における商標権者またはその商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること、②輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律のもしくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあることにより、並行輸入商品の商標が日本の登録商標と同一の出所を表示するものであること、③並行輸入された商品と日本の商標権者が登録商標を付した商品とが、その登録商標の保証する品質において実質的差異がないと評価されることの３要件を満たす必要があります。

このため、並行輸入であっても、これら３つの条件を一つでも満たさない場合には、商標権侵害となる可能性があります。

なお、並行輸入についてお悩みの点がございましたら、政府総合窓口にご連絡ください。

2. 海外侵害状況調査制度について

(1) 制度概要

海外侵害状況調査制度（いわゆる協議申立制度）は、2004年12月、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において創設が決定された政府総合窓口の機能の一つであり、外国政府の制度や運用面に問題があり、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合に、企業または業界団体等からの申立てを受けて侵害相手国の制度等を調査し、必要に応じて政府間協議や世界貿易機構（WTO）などの国際的な枠組みを活用して問題の解決を図る制度です。

<制度の流れ>

- 日本国内の企業または業界団体等が侵害に関する必要な証拠と共に政府総合窓口へ申立を行う。
- 政府は、調査を実施するか否かを原則45日以内に決定し、調査を実施する場合は、その調査結果を原則6ヶ月以内に申立者に回答する。
- 調査の結果、問題があると判断された場合は、二国間協議等の問題解決に向けた取組を実施する。

(2) これまでの申立ての状況

これまでに本制度に基づく申立てとしては、①香港における商号登記の問題（2005年4月、（社）電子情報技術産業協会（JEITA））、②トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題（2010年2月、JEITA）、③マレーシアにおける著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題（2011年7月、（一社）日本動画協会（AJA）及び（一社）日本映像ソフト協会（JVA））の3件があります。

いずれについても、日本政府は、申立に基づき当該国の制度・運用の実態調査を開始し、問題があると判断されたことから、当該政府と協議を実施し、制度・運用の見直しの要請を行った結果、問題の解消につながる制度改善等が図られてきました。

なお、2019年については、企業等からの申立てはありませんでした。

【過去の申立1】

香港における商号登記の問題

2005年4月、（社）電子情報技術産業協会（JEITA）から次の内容の申立てがありました。

世界的に著名な日本の電機メーカー6社の商標と同一又は類似の商号が、香港において無断で登記され、第三者の商号の一部として使用されるとともに、登記された商号が中国で生産・販売されている部品に使用される被害が生じていました。しかしながら、香港の法制度では、商標権者である日本の電機メーカーが商号を抹消・変更する手段がありませんでした。

第三者が無断で著名な登録商標や商号と類似した商号を登記した場合、商標権者等は、商号登記の抹消を求める裁判を提起します。しかし裁判に勝訴しても、香港の法律上は、勝訴の判決に基づいてその商号を登記簿から抹消する権限が企業登記所に認められておらず、登記者（被告）が判決を履行しない限り、商標権者等が自ら商号を抹消することができませんでした。

2005年5月、日本政府は、JEITAからの申立てに基づき、香港特別行政区政府（以下「香港政府」）の制度・運用の実態調査を開始し、同年10月、「商標又は商号の無断使用に関する救済措置が不十分であり、申立人の知的財産権の利益保護に関して香港の制度・運用等の対応に問題があると判断する」旨、申立者に回答しました。

また、その後、日本政府は、香港政府と4回に渡り協議を実施し、香港政府に対して制度・運用の見直しの要請を続けてきました。

こうした取組によって、香港政府は、2007年から会社法の全面改正作業に着手し、我が国の要請に沿った形で、2011年7月、会社法が改正されました（施行は同年12月）。

香港で登記され中国で不正使用されている我が国企業の商号



（正当な商号の例）

松下電器國際物流(香港)有限公司

（不正使用の例）

松下電業(香港)國際集團有限公司

【過去の申立2】

トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題

2010年2月、JEITAから次の内容の申立てがありました。

トルコで、世界的に著名な登録商標が侵害され、かつ改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判において無罪が言い渡されるケースが続出しており、その中には捜査段階で押収した権利侵害品を侵害者に対して返還する旨の判決が言い渡されるケースもありました。

2010年6月、日本政府は、JEITAからの申立てに基づき、トルコ政府の制度・運用の実態調査等を開始しました。

同年11月には、日本、米国、欧州が共同でトルコ政府に対し、本件の早期対応を求めました。

また、2012年2月にはWTOの貿易政策検討機関（TPRB）対トルコ審査会合において改正商標法の早期成立を要請し、2012年7月には第1回日トルコ貿易・投資サミットの場において、枝野経済産業大臣が、チャーヤン・トルコ経済大臣に対し、商標法改正案の早期成立を期待する旨発言しました。さらに、2013年6月には、トルコにおいて関連政府機関（国会、司法省、特許庁、最高検察院等）を訪問し、直接早期成立を促すなど、日本政府として様々な場を活用しつつ、本件の早期対応の要請を継続してきました。

この点、トルコでは、2017年1月10日に特許、商標、意匠、地理的表示の保護に関する規定が一つの法律に組み込まれた新たな産業財産法が施行されました。

【過去の申立3】

マレーシアにおける著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題

2011年7月、（一社）日本動画協会（AJA）及び（一社）日本映像ソフト協会（JVA）から次の内容の申立てがありました。

日本の映像作品の海賊版DVDがマレーシア国内において多数販売されているが、その海賊版DVDの中には、マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」に基づき、正規版を示すホログラムシールが貼付されているため、あたかも正規品であるかのごとく国内外の消費者に誤解を与えているというものです。

2011年8月、日本政府は、AJA及びJVAからの申立てに基づき、マレーシア政府の制度・運用の実態及び被害の状況についての調査を開始しました。

当該調査の結果、日本政府はマレーシアにおける制度の運用に問題があると判断し、2012年2月に、AJA及びJVAに対し調査結果の回答を行いました。

調査結果を踏まえ、日本政府は2012年4月、2012年6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア政府との協議を実施し、マレーシア政府はホログラムシールの許可情報をインターネット上で公開するようになりました。その結果、権利者は容易に不正な許可情報を把握することができるようになり、刑事告発することが可能な状況となりました。

マレーシアで流通している海賊版DVDの例



海賊版（マレーシア）



正規版（日本）

3. 情報提供の取組

政府総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府総合窓口のホームページを設置し、模倣品・海賊版対策に関する各種の情報を提供しております。なお、前述した政府総合窓口のホームページは、模倣品対策室の特許庁の移管にあわせて、2020年4月から経済産業省本省のホームページから特許庁のホームページへ順次移管しています。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは政府総合窓口に寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方策、被害に遭った場合の基本対応などを紹介しています。

また、相談が多かった事例を中心として、知的財産権に関するQ&A集（図表10）を掲載し、基本的な事例については、Q&A集から解決が図れるようにし、さらに、救済の手続や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害に遭った際に必要となる情報も掲載しています。

加えて、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

前述2.の海外侵害状況調査制度についても、手続や処理の流れ等をわかりやすく記載しています。

（図表10）

Q3. 特許権にかかる並行輸入

<< 「知的財産権Q&A」のメニューへ戻る

Q. 我が社は、日本とA国の双方である製品を販売しており、その製品に利用されている特許権を持っています。しかし、A国で販売された我が社の製品を、ある輸入業者が日本に輸入して販売しています。その輸入業者による販売は、特許権の侵害にあたりますか？

A.

日本の国内において、いったん適法に流通に置かれた特許製品を譲渡等により取得した者が、その後、日本国内において、当該製品を使用したり、さらに譲渡したりする行為については、当該特許権の効力は及ばず、特許権侵害にはあたらないとされています。すなわち、日本国内で流通に置かれた特許製品を取得した者は、日本国内においては、特許権者の意思に関係なく、その特許製品を自由に使用したり、第三者に譲渡したりすることができるのです。これは、特許製品が、特許権者により適法に市場に置かれた時点で、特許権はその目的を達成して、その効力は消耗し尽くされたものと考えられているからです（これを「国内消耗」と言います。）。

しかし、ご質問のように、日本以外のA国において、特許権者である貴社により流通に置かれた特許製品を当該A国で購入した輸入業者が、かかる製品を日本に輸入し、日本国内で販売する行為（いわゆる「並行輸入」）についても、前述した日本国内における再販売等の行為と同様に考えることができるでしょうか。これは、いったん特許製品が外国で適法に流通に置かれた場合には、当該外国における特許権のみならず、日本における当該製品についての特許権もその目的を達成し、消耗し尽くされたと言えるのか、すなわち、特許権の効力が当該外国にとどまらず、国際的にも消耗し尽くされた（これを「国際消耗」と言います。）と言えるのかという問題です。

この点、特許法の原則からは、ある国において、ある発明につき成立した特許権は、当該発明について他の国において成立した特許権とは相互に独立した関係にあるとされます（これを「特許独立の原則」と言います。）。また、ある国において成立した特許権の効力は、当該国の法律によって定められ、当該国の領域内においてのみ認められます（これを「属地主義」と言います。）。

かかる2つの原則論からは、たとえ、A国で適法に流通し、特許権が消耗したとしても、あくまでA国において成立した特許権の効力についてどのように言えるにすぎないのではないかとこの考え方も可能となります。従来の考え方も、日本国内において、輸入製品を譲渡等する行為は特許権侵害となるというのが主流でした。

しかしながら、国際的な商品の流通が進展している現在において、上記のような考えを置くことは国際取引を著しく阻害する恐れがあります。そこで平成9年7月1日の最高裁判決は、前述した国際消耗については認めなかったものの、特許権者が、日本国外において特許製品をいったん譲渡した場合には、その譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除く旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示されていた場合を除き、譲受人および以後の転得者に対して特許権は及ばないとする旨の判断をなすに至りました。

よって、かかる最高裁判決の考え方によれば、あなたの会社が、A国で特許製品を販売した際に、その譲入者との間で、販売先から日本を除く旨の合意をし、かつ特許製品にその旨を明示していた場合にのみ、ご質問の輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたらないことになり、そのような事情がない場合には、輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたらないこととなります。

なお、特許権に係る真正品の並行輸入は、特許権者等と譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除く旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示された場合を除き、税関では特許権の侵害にあたらないものとして取り扱われています。